

公的研究費不正防止推進委員会規程

(帝京学園短期大学)

東京都板橋区稻荷台2-7番1号

学校法人 帝京学園

帝京学園短期大学 公的研究費不正防止推進委員会規程

第1条(目的)

「帝京学園短期大学 公的研究費の管理・監査に関する規程」に基づき、帝京学園短期大学(以下「本学」という。)における公的研究費不正防止推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置し、本学における競争的資金等不正使用の防止を図ることを目的とする。

第2条 (推進委員会の責務)

推進委員会は、本学及び本学関係者が行う研究活動に関する不正防止計画を策定・実施するとともに、不正行為を容認しない倫理観を確立し、保育学研究の健全な発展を図ることを責務とする。

第3条 (研究活動に係る不正行為の定義)

不正行為とは以下の行為等をいう。

- (1) 捏造：存在しないデータや研究成果等の結果を存在するものとして、これを記録又は発表すること。
- (2) 改ざん：研究資料、装置あるいは方法を操作したり、データや結果を変造ないし除外して、実際とは異なる記録を残したり発表すること。
- (3) 盗用：他人のアイデア、方法あるいは結果を適切な引用・表示なしに使用すること。
- (4) 二重投稿：他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (5) 不適切なオーサiership：論文著作者が適正に公表されないこと。
- (6) 不正使用：法令、研究費を分担した機関及び本学が定める規程等に違反する経費の使用をいう。

第4条 (推進委員会の構成)

推進委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて構成する。

- (1) 副学長(推進委員会委員長)
- (2) 事務長
- (3) 公的研究費申請の際、内容に関連する各担当主任、各委員会、研究所コーディネーター
- (4) 教授会で選出された教授1名
- (5) その他学長が必要と認めたもの

第5条 (規程の改廃)

この規程の改廃は、教授会の意見を聴取したうえ理事長が決定する。

第6条 (委員会の事務)

この推進委員会に関する事務は、事務室が行う。

附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
3. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
4. この規程は、平成28年4月1日から施行する。